

平成 29 年第 1 回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 平成 29 年 1 月 23 日（月） 午後 1 時 05 分開会
午後 3 時 07 分閉会
- 2 場 所 庄原市役所 本庁舎 5 階 第 2 委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 牧原 明人
教育委員 末信 丈夫、寺西 玉実、中山 智恵子、横山 和明
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育部長 片山 祐子
教育部教育総務課長 山田 明彦
教育部教育指導課長 中重 秋登
教育部生涯学習課長 花田 譲二
教育部教育総務課総務係長 宗綱 秀臣
教育部教育指導課学事係長 住岡田 浩
教育部教育指導課指導係長 東 直美
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 議事日程 日程第 1 教育長報告
日程第 2 議案第 1 号 庄原市学校給食共同調理場の再編について
日程第 3 議案第 2 号 学校眼科医及び学校耳鼻科医の報酬額の改定について
日程第 4 議案第 3 号 庄原市集会所の廃止について
日程第 5 議案第 4 号 庄原市田園文化センター及び庄原市郷土資料館の休館
日の変更について
日程第 6 議案第 5 号 庄原市ふるさとセンター田総の施設の追加について
日程第 7 議案第 6 号 教育委員会所管施設にかかる指定管理者の指定について
日程第 8 議案第 7 号 庄原市就学指導委員会委員の委嘱について
日程第 9 議案第 8 号 庄原市教育委員会委員の辞職に同意を求めることにつ
いて
日程第 10 個別報告及び協議事項
・ 平成 28 年度教育行政施策の方針に基づく中間点検・評価について
・ 平成 29 年度教育委員会嘱託員・臨時職員の公募について
・ 庄原市子供の読書活動推進計画（第三期）（案）について

その他

－ 開会 午後 1 時 05 分 －

教育長 ただ今から平成 29 年第 1 回庄原市教育委員会を開会します。会議日程に従い議事を進めます。

日程第 1 教育長報告

教育長 日程第 1、教育長報告を行います。

- ・ 庄原市学校適正配置の検討について
- ・ 各種コンクールなどの入賞・入選状況について
- ・ 「しょうばら教育の日」創設に向けた取り組みについて

教育長 各課からの報告をお願いします。まず、教育総務課からお願いします。

- 教育総務課長
- ・ 廃校施設・備品等の有効活用について
 - ・ 学校給食共同調理場の再編について
 - ・ 市議会への対応について

教育長 教育指導課からお願いします。

- 教育指導課長
- ・ 北部管内「学びの変革」パイロット校事業授業研究会について
 - ・ 児童・生徒の動向について
 - ・ 卒業証書授与式について

教育長 生涯学習課からお願いします。

- 生涯学習課長
- ・ 庄原市子供の読書活動推進計画（第三次）の策定について
 - ・ 庄原市スポーツ推進計画の策定について
 - ・ レベルアップスポーツ教室スキー教室の開催について

日程第 2 議案第 1 号 庄原市学校給食共同調理場の再編について

教育長 事務局より議案の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第 1 号 庄原市学校給食共同調理場の再編について説明します。提案理由は高等学校給食共同調理場を廃止して峰田小学校給食調理場を峰田学校給食共同調理場とするため、市議会 3 月定例会へ庄原市学校給食共同調理場設置条例の一部改正案を提案することについて、関係例規に基づき教育委員会の決定を求めるものです。

改正の趣旨や経過概要ですが、御承知のとおり教育委員会では、学校給食施設の適正管理及び合理化効率化を図るため、平成 27 年 10 月に学校給食調理場の再編整備方針を定めて取り組みを進めています。安全安心な学校給食の提供、また施設管理の合理化・効率化の観点から学校給食衛生管理基準に照らし、課題を抱えている施設は統合もしくは改修を行うことと、単独調理場は統合が可能な距離内で共同調理場への再編を行う方針で進めているものです。

この度、新基準発効前の施設で課題を持つ高小学校給食共同調理場を廃止して、

その業務を現在の峰田小学校給食調理場と統合して、峰田学校給食共同調理場にしようとするものです。これに伴い峰田学校給食共同調理場の対象校は峰田小学校、高小学校、永末小学校の3校になります。

峰田小学校の給食調理施設はこのまま使いますが、食数が増加するので電気設備の容量の増設や食器類の追加購入などの準備を進めているところです。

議案集の新旧対照表ですが、共同調理場の名称及び位置を定めている第2条の表に庄原市峰田学校給食共同調理場の項を新たに追加し、庄原市高等学校給食共同調理場の項を削除するものです。附則で改正した条例は平成29年4月1日から施行することとしますが、施行規則の一部改正については、条例改正後に別途改正案を教育委員会へ提案する予定としています。説明は以上です。

教育長 ただ今の説明について、何か質疑、意見などがありますでしょうか。

全員 (なし)

教育長 議案第1号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。

全員 (挙手)

教育長 挙手全員ですので、議案第1号は決定されました。

日程第3 議案第2号 学校眼科医及び学校耳鼻科医の報酬額の改定について

教育長 事務局より説明をお願いします。

教育指導課長 議案第2号 学校眼科医及び学校耳鼻科医の報酬額の改定に関する議案ですが、本来この議案を3月市議会に上程し審議していただく予定で準備を進めてきましたが、今回教育委員会議の提案を取り下げたいと思います。教育委員の皆様には大変失礼な対応を取らせていただくことになり大変申し訳ありません。なお、どのように考えていたのかを少し説明したいと思います。

経緯ですが、本市の眼科医や耳鼻科医の確保が困難なため、三次市在住の眼科医1名と府中市在住の耳鼻科医1名に委嘱し、本市在住の眼科医と耳鼻科医と合せて、眼科医2名耳鼻科医2名で全小中学校26校の検診を実施しましたが、本市外の医師に学校医を委嘱していることもあり、この度他市町の報酬状況を調査しました。

その結果、本市は日額2万円の報酬を支払っていますが、三次市は年額9万7,100円に加え、兼務校1校につき9,800円を加算、さらに児童生徒数1人につき100円を加算した額が支払われており、その他近隣の市町でも報酬額は異なります。

本市の学校眼科医が今年度7日、23校、772名の児童生徒を検診された実績を他市町の報酬基準で計算してみると本市は14万円ですが、三次市で38万9,900円、安芸高田市で29万9,000円となり、本市の報酬額が低い状況がご理解いただけるかと思います。よって、この日額2万円を4万円にしようとする議案だったのですが、仮に改正後の報酬額は28万円而他市町と比べてもまだ低い状況です。学校耳鼻科医についても試算してみましたが、現行の報酬日額2万円を4万円に改定することで、現状よりも均衡が取れると考えて準備を進めていましたが、この度提案を取り下げることになりました。

理由は、市長部局と連携してきましたが、学校医など特別職の職員で非常勤の者の報酬に関して、学校眼科医や学校耳鼻科医以外も検討する必要があるとのことでした。聞きますと合併後他市町との比較などによって報酬額の変更を検討・改正したことはないとのことで、それ以外の理由を付ける必要があることと、日額2万円を4万円に改定する根拠をより明確にすべきとの指摘がありました。例えば児童生徒1人あたりの金額あるいは検診に要する拘束時間、1回何時間位検診に出てもらえるのかなどを数字として示す必要があります。

今後ですが、次年度当初から市長部局と今回以上に連携して、指摘を受けた資料などを作成して取り組みを進め、次年度予算編成時期、遅くとも12月市議会の上程を目標としたいと思います。説明は以上です。

教育長 本件について、意見などはありませんでしょうか。

全員 (なし)

教育長 ないようでしたら議案第2号は提案を取り下げとします。

日程第4 議案第3号 庄原市集会所の廃止について

教育長 事務局より議案の説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第3号について説明します。庄原市日向集会所、茶屋集会所、掛田集会所、誠心集会所、高駅前集会所及び郷原集会所を廃止するために、庄原集会所及び設置及び管理条例の一部改正について、教育委員会の決定を求めようとするものです。

主な経緯ですが、合併以前の旧市町で教育集会所として設置されたもので、合併以後一定の整理を行い、地元と協議して整ったところから地元移管する方針で進めてきました。当初31カ所の教育集会所がありましたが、年次ごとに協議して地元移管を進め、本年度は6カ所について地元移管並びに廃止をしたいと思います。

ちなみに、協議をする上で地元の集会所として今後も活用されるところは地元移管を前提とした廃止ですが、高駅前集会所は地元移管の希望がなく、条例から廃止するのみとなります。その他5つの集会所は条例から廃止後、地元へ無償譲渡する予定です。この条例案は平成29年4月1日からの施行ということで、教育委員会の決定後市議会に提案させていただきたいと考えています。説明は以上です。

教育長 ただ今の説明について、何か質疑、意見等がありますでしょうか。

末信委員 高駅前集会所は廃止のみということですが、建物に付属するものがあるのか、廃止後はどうなるのか教えてください。

生涯学習課長 昭和60年に建築された集会所で、約100平方メートルの建物ですが、地元にはこれとは別の集会施設があるためこの集会所は使用しないとのことです。廃止後は市の普通財産として当面管財課で管理することとなります。

教育長 他にはないでしょうか。

全員 (なし)

教育長 議案第3号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。

全員 (挙手)

教育長 挙手全員ですので、議案第3号は決定されました。

日程第5 議案第4号 庄原市田園文化センター及び庄原市郷土資料館の休館日の変更について

教育長 事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第4号 庄原市田園文化センター及び庄原市郷土資料館の休館日の変更についてですが、庄原市田園文化センターには3つの関連する設管条例があり、平成26年度に図書館本館と分館の開館時間などを統一しました。一方で、基本的に休日や国民の祝日は休館していましたが、利用者があるということで国民の祝日は開館するように変更した訳ですが、残りの2つの設管条例は従来どおり国民の祝日に関する法律に定める休日は休館となっています。

田園文化センターの利用促進を図る観点から、館全体を同じ開館時間・休館日の設定にすべきということで、今回条例の一部改正をするものです。なお、この改正は平成29年4月1日からの施行ということで、議会へ提案していきたいと考えています。説明は以上です。

教育長 ただ今の説明について、何か質疑、意見などがありますでしょうか。

寺西委員 言い方の問題なのですが、「月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日」は、あまり聞かない言い回しだと思うのですが。

生涯学習課長 法律的な表現になりますが、要は月曜日が祝日の日だと次の日が火曜日の平日ならば休館日になります。ただし、火曜日も祝日で連休の場合、その次の水曜日が平日だと休館日になります。なので、月曜日が国民の祝日の場合は次の日の平日に休館日とスライドしていきませんが、結局国民の祝日の後、直近の平日を休館日にするというものです。法的な表現でわかりにくいかと思いますがよろしくお願いします。

寺西委員 法的な表現とのことですが、もう少しわかり易い表現にならないのでしょうか。

生涯学習課長 市民の皆さんに広報する際はより解りやすい言い方にしたいと思います。条例の文言なのでこういう文章表現になりますが、当然これでは解り難いので、解りやすく表で示すなど何らかの対応をしたいと思います。

教育長 田園文化センターにある図書館と郷土資料館の開館日を統一することで、利便性の向上につながると考えています。その他はどうでしょうか。

全員 (なし)

教育長 議案第4号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。

全員 (挙手)

教育長 挙手全員ですので、議案第4号は決定されました。

日程第6 議案第5号 庄原市ふるさとセンター田総の施設の追加について

教育長 事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長 議案第5号について説明します。本件は庄原市総領テニスコートを庄原市ふるさとセンター田総の施設とするため、庄原市研修宿泊施設設置管理条例の一部改正を

行うことについて、教育委員会の決定を求めるものです。

このふるさとセンター田総は、元々は観光宿泊施設として商工観光課所管の施設で、総領テニスコートは同一敷地内にありながら屋外体育施設として生涯学習課が所管していました。平成 27 年度に市全体の公の施設条例での区分見直しが行われ、ふるさとセンター田総は宿泊研修施設として生涯学習課の所管となりましたが、設管条例は二つのまま別々に管理を行ってきたため、これらを整理して施設を一元管理すべきということで検討を行ってきました。

この施設の指定管理者である里山総領にとって管理業務を同一にすることで、管理経費などの削減を図ります。現在は設管条例が違うので施設の利用申し込みなどの手続きを別々にする必要があり、利用者からすれば気軽に使える施設ではないため、今回テニスコートを付帯施設とすることで手続きを簡素化し、施設の利便性向上を図ります。

条例案には、ふるさとセンター田総の別添の表にテニスコートに関する記述を加えます。この施設は照明施設がありますので照明施設使用料も合せて記載しています。施設の開館時間は他の施設利用と同様に終日としていますが、テニスコートは 7 時から 22 時までと括弧書きを加えています。その他照明施設の使用料は夜間照明施設を備えているところは全て減免対象外となっているため、ここも同様に減免の対象外とする旨の記述を入れています。附則として平成 29 年 4 月 1 日から施行することにし、別途庄原市屋外体育施設設置及び管理条例の一部改正を行うため庄原市総領テニスコートの項を削る旨を記載しています。説明は以上です。

教育長
全員

本件の説明について、何か質疑、意見などがありますでしょうか。
(なし)

教育長
全員

議案第 5 号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
(挙手)

教育長

挙手全員ですので、議案第 5 号は決定されました。

日程第 7 議案第 6 号 教育委員会所管施設にかかる指定管理者の指定について

教育長

事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長

議案第 6 号 教育委員会所管施設に係る指定管理者の指定について、本件は地方自治法第 244 の 2 第 3 項に基づき、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、指定した法人や団体に当該施設の管理を行わせようとするについて、教育委員会の決定を求めるものです。

対象の 3 施設は、庄原市民会館、庄原市西城創造の村、庄原市口和スポーツセンターです。指定期間はいずれも平成 29 年 4 月から平成 34 年 3 月までの 5 年間で継続です。庄原市民会館は現在の指定管理者である、庄原芸術文化センター理事長永井忠司、庄原市西城創造の村は庄原市西城創造の村村長五島崇夫、口和スポーツセンターは口和スポーツセンター管理組合長水本敏則を指定しようとするものです。

これらの管理者は過去 2 期にわたり良好な管理を行っているということで、審査

会でも特に異論は出なかったもので、これら3施設3団体の提案をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 教育長 本件の説明について、何か質疑、意見などがありますでしょうか。
- 全員 (なし)
- 教育長 議案第6号について採決を行います。賛成される委員は挙手をお願いします。
- 全員 (挙手)
- 教育長 挙手全員ですので、議案第6号は決定されました。

日程第8 議案第7号 庄原市就学指導委員会委員の委嘱について（非公開）

日程第9 議案第8号 庄原市教育委員会委員の辞職に同意を求めることについて（非公開）

日程第10 個別報告及び協議事項

- 教育長 個別報告及び協議事項に移ります。担当課より説明をお願いします。
- 教育総務課長 平成28年度教育行政施策の方針に基づく中間点検・評価について報告します。
- 本件は平成28年4月に策定した教育行政施策の方針に基づき事業を実施していますが、12月1日を基準日に中間点検を行ったものです。点検評価については、有効性・必要性・方向性それぞれ基準に基づく評価を行い、これを基に次年度の教育行政施策の方針につなげていくこととしています。
- 内容は「学校教育」「生涯学習」「家庭・地域の教育力」の分野で、具体的施策の区分別に中間点検を行っていますので、本日配付した資料を持ち帰っていただき、何かお気づきの点や意見などがありましたら、事務局へ連絡してください。
- 教育長 資料を見ていただき、質問や意見があれば直接事務局へ連絡するということで、次回の教育委員会議会でということではなく、適宜連絡ということですね。
- 教育総務課長 次回の教育委員会議では、今回の評価に基づいた次年度の教育行政施策の方針の概要をお示ししたいと思いますので、早めに意見などをいただければと思います。
- 末信委員 内容的に特に大きく変わっているところがありますか。
- 教育総務課長 中間点検は、例年のとおり12月1日を基準日として行っており、大きく変わっているところはありません。3月の教育委員会で決定していただいた次年度の教育行政施策の方針に基づき、これまで取り組んだ内容を点検したものです。
- 教育長 続いて、平成29年度教育委員会嘱託員・臨時職員の公募について、教育総務課から報告をお願いします。
- 教育総務課長 教育委員会が雇用する嘱託員、臨時職員の公募について資料を配布していますが、資料上段が臨時職員、下段は嘱託員です。特に特別支援教育支援員は来年度30人の予定で、今年度より増員の予定です。公募期間は1月20日金曜日から2月8日水曜日まで、2月25日に応募者の面接選考を行う予定です。説明は以上です。
- 教育長 看護師の募集はなくなったのではないですか。一覧にありますがどうなのですか。
- 教育指導課長 予算要求段階では看護師は必要として計上していましたが、その後医師の診断に

より、次年度については看護師が付かなくても可とする話がありました。

教育指導課学事係長

現在関係部署と協議中ですが、12月下旬に該当児童に看護師を付けて医療行為をする必要がなくなったという医師の診断が出ました。ただし、当該児童には特別支援教育支援員を配置すべきとの付帯意見もあります。当初予算要求では看護師で積算していますが、現段階では予算が付くのか未確定ですので、現時点では便宜上一覧にある状況です。今後関係部署と連携し対応したいと思います。

教育長

適切に説明・調整のうえ、人員の確保に努めてください。他にはありますか。

横山委員

臨時職員で継続される方もいるかと思います。複数の応募があった場合、継続を希望する方が優先なのか教えてください。

教育総務課長

地方公務員法に、臨時職員は6カ月の任用で1回だけ更新できるという規定があり、基本的に最長1年ということであるため、新たに応募があればそちらが優先となります。現職の方だけが応募し、他に応募者がいない場合は、やむを得ず引き続き勤務をお願いすることもあります。嘱託員は1年更新で最長5年間の任用が可能であるため4回更新ができますので、その間選考なしで継続雇用が可能です。

教育長

生涯学習課より子供の読書活動推進計画（第三次計画）の説明をお願いします。

生涯学習課長

現在策定中の子供の読書活動推進計画（第三次計画）について説明します。

趣旨ですが、子供の自主的な読書活動、学習意欲の向上、それらを通じた自己表現の展開に結びつく具体的に施策や子供の読書環境の整備により、子供達の読書活動を通じた育成を目指します。策定体制は庄原市教育行政推進調整会議のほか、保健医療課長と児童福祉課長を加えた内部会議を行っているほか、外部検討委員会として庄原市子供の読書活動推進計画（第三次計画）検討委員会で協議しています。

計画の期間は平成29年度から33年度まで5年間、対象は0歳児から18歳までの者と、読書に関連する団体などと連携し推進するとしています。事業構造のイメージ図、読書活動推進計画の大きなテーマとして「庄原の子供はいつも今読んでいる本が鞆の中に入っている」を掲げています。その下に「本に親しむ」「たくさん読む」「目的に応じて読む」「本から学び自らの考えを深める」として、まずは本を読むきっかけをつくること、習慣化すること、本を読む力を育成すること、生き方を考える機会を充実することで、ステップアップする形でこの計画の具体的に進めていきたいと考えています。

第2章では、読書活動の推進のための目標や具体的な取り組みについて記述し、計画書では見開き1ページで項目ごとにまとめるようにしています。また、第二次計画の検証一覧ということで、施策や事業評価、今後の継続性などの検証したものを巻末に添付しています。この素案を1月17日に検討委員会で協議した後、現在パブリックコメントを募集しています。

今後の予定ですが、2月1日に市議会教育民生調査会に現在の策定状況を説明した後、2月中旬に第4回読書活動推進検討委員会を開催してまとめを行います。最終的には3月の教育委員会に議案として提案する予定です。できれば素案について何か意見や質問などがあれば今月末まで連絡をください。よろしくお願いします。

教育長 ここで何か聞いておきたいということがあればお願いします。

末信委員 学校図書館図書標準について、目標に達成しないのは予算不足によるものか、学校規模によるものなのか、何か理由や課題があるのですか。

生涯学習課長 学校において古くなった図書の廃棄処分がされてない状況があり、このような数字になっていますが、学校司書による学校図書の整理が進んでいると聞いていますので、今後さらに調整や整備を進めていかなければならないと考えています。

末信委員 古い図書の廃棄がされてないため、新しい必要な図書が入らないという状況になっているのでしょうか。それが学習資料などに影響が出ているのでしょうか。

教育指導課長 古い図書がそのままだと当然書架のスペースが空かないので、読書予算をつけて児童生徒が必要とする学校図書を積極的に入れていきたいと思います。新刊図書が入れば古い図書の整理が進むと考えています。現状の予算で満足はしていませんので、予算確保と目標達成に向けて取り組みたいと思います。

教育長 現状として学校図書の予算が不足しており、しかもこの数字は廃棄すべき本を含めた冊数です。廃棄すると全体の冊数が減る訳で、きちんと整備するには予算が欲しいのですがこちらが要望する額が付きません。これは学校のみならず市立図書館も同様で、県内の市町と比べても市立図書館は2・3年前までは県内最下位で、近年ようやく県内中位程度の財政的な応援をしてもらっていますが、まだまだ足りていません。学校図書についても冊数が不足している状況です。

寺西委員 第二次計画もそうだったのですが、「はじめに」がとても温かい雰囲気から始まるので、最後に「おわりに」の記述があればと思います。最終ページには読書風景の写真が載っていますが、何か言葉があれば良いかと思います。それとこの計画書は読書好きな方にはとても良く解るといえるか、読書活動を進めたいと思う方々には「バイブル」になると思います。なので、例えば事業構造イメージ図へ庄原市のイメージを出すために木の幹みたいな図示ができれば、もっと温かみが出ると思います。

生涯学習課長 「おわりに」という記述があればとの提案でしたが、大体こういった計画では「はじめに」で一度概要を語ることが多く、「おわりに」で再度記述すると同じことを書くことになってしまいます。基本的には「はじめに」で教育長や市長が概要を表明するのが多く、あまり「おわりに」で記述することはしません。

 事業構造イメージ図への提案については、上部は机をイメージしてそこで読書をする風景を、下の部分には項目や文字を階段場にレイアウトして三段跳びの様なイメージを出すように工夫しています。他はデザイン面の話でシンプルな表示としたいのであまりイラストなどは挿していませんが、担当と相談してみます。

中山委員 学校図書室のデータベース化による学習・情報センターとしての充実という点で、調べ物をするのに近年は先にパソコンで情報検索するのが主になって、パソコンで情報を得たものから本を選んでいるのですが、そういったパソコンやICT関係について、今後この計画で導入することは考えているのでしょうか。

生涯学習課長 現在、各本館と各支所とのネットワーク化はできていますが、県立図書館にあるような検索してこの本だと判るようなものでありません。蔵書名で検索するとどの

図書館にあるのか調べて、申し込み後その図書が庁内通送で送られる流れです。

学校関係ではとりあえず電子データは持っていますが、横のつながりはできていません。まずは蔵書を探すネットワークづくりが必要かと思います。その上でシステム構築には相当な予算額が必要なので、先進地を研究するなどし検討していきます。市立図書館の横のネットワークがスタートしたばかりで、学校間のネットワーク化を考えながら、蔵書の有効利用を進めていきたいと思います。

中山委員

例えば学校での調べ物で児童生徒が図書館に行きますが、限られた冊数しかない中で、しかも田園文化センターにある図書しかないのならば、子供が図書館を利用するのに調べ物が十分にできないと思います。そうするとパソコン検索をする方が速いし情報量も沢山出て来ます。学校現場の先生がどのように利活用しているのかわかりませんが、学校主体ですから学校間の連携を進めていただきたいと思います。

教育長

教育指導課からこの学校間のネットワーク化について何かありますか。

教育指導課長

学校図書の電子データベース化ですが、現在各学校にある図書をパソコンに取り入れて、共有フォルダ内で他の学校からもどんな本があるのか検索できる状況になりつつあります。問題は学校にある本を借りる際のシステムづくりが進んでいない状況です。今後に向けての大きな課題だと思います。

中山委員

これからということですね。わかりました。

寺西委員

これは他の市町と比べて随分遅れているという認識です。例えば他市町では学校間だけではなく外部の図書館などでも貸し借りができるシステムがあります。大変なことだと思いますが、目標を持って取り組まなければいけないと思います。

生涯学習課長

「他から」となりますと、他の自治体との連携があるかと思いますが、基本的には県立図書館との連携は既に一部できていますので、より充実させたいと思います。市として蔵書数、内容数もまだ少ない状況で、まずその充実が第一義だと考えています。他所との貸し借りというのは当然情報としてはありますが、他の市町村の図書館から本を貸し借りするのは難しい状況です。なので、まず県立図書館との連携の強化を図りながら、当面は蔵書の確保や必要資料が収集できる環境づくりを進めていきたいと思います。

教育長

以上で、平成 29 年第 1 回教育委員会を閉会します。

－ 閉会 午後 3 時 07 分 －